

市第 83 号議案 治療費保障に係る書類作成請求調停事件についての調停

1 概要

平成 27 年 10 月 11 日（日）11:50 頃、野球部の練習試合が雨天のため中止となり、格技場で室内練習を行った。部員が二人一組になって開脚柔軟体操を行ったが、その際に顧問教諭は、体重を乗せながら、胸で市立中学校の野球部員である申立人（当時 1 年）の背中を押し、申立人は右坐骨骨端線損傷した。

その後、平成 28 年 7 月 19 日付で横浜簡易裁判所に対し、申立人は保護者を代理人として、右坐骨骨端線損傷に起因する治療費を補償するための書類を作成してほしいという調停を横浜市を相手方に申し立てた。

平成 29 年 3 月に一旦合意となり、調停条項案を平成 29 年第 2 回市会定例会に議案提出したが、平成 29 年 5 月 26 日に新たに申立人代理人となった弁護士から調停に合意できないという申入れがあったため、議案撤回となった。

その後、平成 29 年 6 月から 30 年 9 月まで、調停を継続し、5 回（通算 9 回）にわたり話し合いを行い、調停条項案がまとまった。

2 調停条項案の内容

- (1) 横浜市は、申立人に対し、慰謝料等、本件解決金として、1,583,723 円の支払義務のあることを認め、これを平成 31 年 2 月 28 日限り、申立人の指定する金融機関の預貯金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、横浜市の負担とする。
- (2) 申立人と横浜市は、平成 27 年 10 月 11 日に、横浜市立矢向中学校での部活動中に申立人が受傷した右坐骨骨端線損傷に明らかに起因して、今後、手術等の治療（調停成立時に想定していないものに限る。また、現在の痛みの増強・悪化の治療は除く。）が必要になった場合には、申立人からの請求により、上記に対する治療費等の補償について協議を行うことに合意する。
- (3) 申立人は、その余の請求を放棄する。
- (4) 申立人と横浜市は、第 2 項の協議の結果、生じることとなる債権債務を除き、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 調停費用は、各自の負担とする。